

岸和田市公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「岸和田市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。

岸和田市公有財産売却 ガイドライン

岸和田市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「岸和田市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、岸和田市インターネット公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、岸和田市インターネット公有財産売却ガイドラインおよび岸和田市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに岸和田市の指示に従い、岸和田市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、岸和田市に対し一切異議、苦情などは申しません。なお、入札参加資格の確認のため、申込者（法人の場合は役員等を含む）について岸和田市が岸和田警察署に照会することに同意します。

また、入札結果については、物件ごとに、入札者数、落札金額等を岸和田市公式ウェブサイトで公表されることと、落札者以外の入札金額や入札に参加する全員の氏名（法人の場合はその名称）について、岸和田市に対し照会や情報公開請求があれば岸和田市が公開する場合があることに同意します。

1. 私は、本ガイドラインに定める公有財産売却に参加することができない者のいずれにも該当しません。
2. 私は、前記1に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。
3. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と岸和田市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と岸和田市に認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
4. 私は、岸和田市の公有財産売却にかかわる「岸和田市インターネット公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および岸和田市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について岸和田市に対し一切異議、苦情などは申しません。

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 未成年の方
- (3) 日本語を十分に理解できない方
- (4) 岸和田市が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当すると認められる

方

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員に該当すると認められる方

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当すると認められる方

※地方自治法施行令第167条の4第1項第1号に該当すると認められる方または上記（2）、（3）、（5）のいずれかに該当する方については、代理人を通じて参加することができます。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって岸和田市が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、3年間岸和田市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。なお、納付方法は、「クレジットカードによる納付」のみとなっています。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や岸和田市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

動産・自動車の場合は、入札前に岸和田市が実施する下見会において、購入希望の財産を確認してください。

不動産の場合は、下見会の実施はありません。事前に購入希望の物件をご自身で調べ、現況を確認したうえで入札してください。なお、原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発行為（建築など）にあたっては、都市計画法や建築基準法などの法令により規制される場合があるため、事前に関係機関にご確認ください。

(5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、岸和田市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」といいます）」、「暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次に掲げる添付書類とともに岸和田市へ提出してください。郵送の場合は、申込締切日の消印有効です。当該書類の提出がない場合は、参加申し込みを取り消します。また、提出された書類はご返却できかねますのでご了承ください。

○入札者が個人の場合

【不動産】

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書

【動産・自動車】

- ・住民票の写しその他公的機関が発行する証明書で、住所、氏名、生年月日が確認できるもの（在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、健康保険証、パスポートなど）のコピー

○入札者が法人の場合

【不動産】

- ・商業・法人登記の履歴事項全部証明書（以下「商業登記簿謄本」といいます）
- ・役員等に関する調書 ※岸和田市のホームページに様式を掲載
- ・印鑑証明書

【動産・自動車】

- ・商業登記簿謄本のコピー

※証明書類は発行後3か月以内のものまたは有効期間中のものを提出してください。

※同一人が複数の物件を申し込みされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付していただく証明書等については各1通のみ提出してください。

※動産や自動車についても、その他の書類（印鑑登録証明書など）を別途提出していただく場合があります。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 契約を締結した時点で、売却物件にかかわる危険負担は落札者に移転します。売却物件の引き渡し前に生じた破損、盗難、焼失およびその他の損害であっても、岸和田市の責めに帰すべき事由がないものについては、民法の規定にかかわらず、落札者が負担するものとします。

(2) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金を全額納付した時点で落札者に移転します。

(3) 落札者は、民法の規定にかかわらず、引き渡された物件が契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることはできません。

(4) 売却物件が自動車の場合、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

法（平成4年法律第70号）および条例などの法令により、使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

（5）売却物件の権利移転に関する手続きは、落札者の負担で行ってください。なお、不動産の所有権移転の登記は岸和田市が法務局に囑託しますが、その際に必要な費用（登録免許税など）は落札者の負担になります。

4. 個人情報の取り扱いについて

（1）公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア．公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ．入札者の公有財産売却の参加者情報およびログインIDに登録されているメールアドレスを岸和田市に開示され、かつ岸和田市がこれらの情報を岸和田市文書管理規程（昭和63年9月21日庁達第3号）に基づいて保管すること。

ウ．落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ．岸和田市が収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用すること。

（2）岸和田市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

（3）公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5. 代理人による参加について

売却システムでは、代理人に入札参加の手続きをさせることができます。代理人には、入札参加申し込み、入札保証金の納付および返還にかかる受領、入札ならびにこれらに附随する事務を委任することとします。

（1）代理人の資格

代理人は、「第1 1. 公有財産売却の参加条件」を満たさなければなりません。

（2）代理人による参加の手続き

ア．代理人に公有財産売却の参加の手続きをさせる場合、代理人のログインIDにより、代理人が公有財産売却の参加申し込みおよび入札などを行ってください。

イ．代理人に公有財産売却の参加の手続きをさせる場合、公有財産売却の参加者は、「第1 2. （5）イ. 参加申し込み（本申し込み）」の書類に加えて、委任状（入札参加申し込み用）および代理人の住民票の写しその他公的機関が発行する証明書で、住所、氏名、生年月日が確認できるもの（在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、パスポートなど）のコピー（代理人が法人の場合は商業登記簿謄本のコピー）を岸和田市に提出する必要があります。郵送の場合は、申込締切日の消印有効です。委任状は、岸和田市のホームページより印刷することができます。

審査にあたっては、代理人に関するその他の資料（印鑑登録証明書など）の提出を求める場合があります。岸和田市が要求したにも関わらず、当該書類の提出がない場合は、参加申し込みを取り消します。

6. 代理人による自己のための公有財産売却の参加手続きの禁止

（1）代理人は、公有財産売却の参加者（以下「本人」という。）のために参加の手続きをする公有財産について、本人のために行う公有財産売却の参加手続きとは別に、自己のために公有財産売却の参加の手続きをすることはできません。

（2）代理人が、一つの公有財産売却の財産に対し複数の本人から公有財産売却の参加の手続きなどについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公有財産売却の参加の手続きをすることができません。

（3）本人は、代理人に公有財産売却の参加の手続きを委任した公有財産売却の財産について、代理人が行う買受申し込みとは別に、自己のために公有財産売却の参加の手続きまたは他の代理人に委任して公有財産売却の参加の手続きを行うことはできません。

（4）法人が公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表権限のある方は、法人のために行う公有財産売却の参加の手続きとは別に、自己のためまたは他の本人の委任を受けて公有財産売却の参加の手続きをすることはできません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン IDでのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）などを公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みをする場合は、法人名でログインIDを取得する必要があります。
- ・共同入札はできません。

2. 入札保証金の納付について

（1）入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、岸和田市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

（2）入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、クレジットカードによる納付のみです。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに岸和田市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
- ・入札保証金の納付は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとし、参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意するものとし、

また、参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報SBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとし、

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、「第1 2. （5）イ. 参加申し込み（本申し込み）」の書類を岸和田市に送付してください。当該書類の提出がない場合は、参加申し込みを取り消します。

- ・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になります。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

3. 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに岸和田市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

4. 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

（1）入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

（2）入札をなかったものとする取り扱い

岸和田市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

（1）落札者の決定

入札期間終了後、岸和田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 岸和田市から落札者への連絡

落札者には、岸和田市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・岸和田市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、岸和田市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金（契約保証金）を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、岸和田市に連絡する際や岸和田市に書類を提出する際などに必要となります。

（2）落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

岸和田市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には岸和田市より売買契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して岸和田市に直接持参または郵送してください。契約書は2通作成し、1通ずつ各自が保有します。不動産の場合、1通に印紙税法に定める印紙税相当分の収入印紙を貼付していただく必要があります。収入印紙の費用については落札者の負担となります。

ア. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

※決定金額には消費税及び地方消費税相当額並びに自動車の場合は自動車リサイクル料金も含まれます。

イ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき、落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で未成年の方など公有財産売却に参加できない者の場合および落札者が虚偽の申請による参加申し込みを行った場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに岸和田市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに岸和田市が納付を確認することが必要です。

- ・岸和田市が用意する納付書による納付
- ・岸和田市が指定する銀行口座への振込みによる納付

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金の返還の方法は次のとおりです。

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

岸和田市は、売買契約に基づき売却物件の権利移転を行います。権利移転の手続きに伴う費用は、すべて落札者の負担となります。契約や引き渡しに関する案内は、電子メールなどで行います。

1. 権利移転の手続きについて

(1) 不動産

岸和田市は所有権移転登記の嘱託のみを行います。

所有権移転の登記を行う際に、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙が必要になります。落札者の負担となりますので、岸和田市に直接持参または郵送してください。

所有権移転の登記が完了するまで、売払代金全額の納付確認後1か月程度の期間を要します。

(2) 動産・自動車

名義変更や移転登録などの手続きは、すべて落札者自身が行ってください。登録手数料などは落札者負担となります。

自動車の場合、落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

2. 引き渡しについて

(1) 不動産

所有権が落札者に移転したときに、現況有姿のまま売却物件の引き渡しがあったものとします。現地での引き渡しは行いません。樹木などの越境物が含まれる場合がありますが、越境物の処理について岸和田市は関与しませんのでご了承ください。契約後に越境物が判明した場合も同様です。また、物件内のゴミの撤去などについても、すべて落札者自身で行ってください。

(2) 動産・自動車

売却物件を現況有姿のまま引き渡します。引き渡しは、原則として岸和田市指定場所にて行います。

一度引き渡された売却物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

引き渡しの際は、身分証明書（運転免許証など）および岸和田市から送付された引き渡しに関する書類を提示してください。

代理人が売却物件の引き取りを行う場合は、引き取りの際に代理権限を証明する委任状や落札者から代理人への依頼書など、落札者の代理人であることがわかる書類を提出してください。

第5 用途の制限等

(1) 売却物件を次の用途に供してはなりません。

ア. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途。

イ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類する用途。

ウ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

(2) 落札者は、第三者に対して売却物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記(1)の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記(1)の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。

(3) 落札者は、第三者に対して売却物件に地上権、質権、使用貸借による権利または貸借権その他の使用および収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記(1)の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。

(4) 上記(1)における当該第三者の前条に定める義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければなりません。

第6 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引

き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、岸和田市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、岸和田市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、岸和田市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、岸和田市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、岸和田市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、岸和田市は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、ログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず岸和田市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

岸和田市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、岸和田市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、岸和田市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、岸和田市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 岸和田市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

岸和田市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、岸和田市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、岸和田市が掲載したものでない情報については、岸和田市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。